

茲に難番富村の船隻は、現に遣発回国の期に当たれば、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩ねがわくは査照して施行せんことを、等の因あり。各々国に到る。此れを准く。

前項の難夷の人数を將て分発して帰籍せしむるを除くの外、貴司暨び兩院、仰ぎて皇上の柔遠の至意を体するを蒙承す。難民を撫恤し、故土に生還せしむるは、但ただに難民の共に再造の鴻慈を戴くのみならず、即ち挙国も亦た感激して護まもるるなし。理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩ねがわくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶八年（一八〇三）八月初七日

注*本文書は「九五〇七」「九五〇六」「九五〇五」の咨覆である。

- (1) 貴司の咨 「九五〇七」。
- (2) 貴司の咨 「九五〇六」。
- (3) 貴司の咨 「九五〇五」。

2-96-10

世子尚成の、雇募の商船の送還のため都通事阮世晋等を派遣するむねの執照（嘉慶八《一八〇三》、八、七）

琉球国中山王世子尚（成）、雇募せる商船を送還する事の為に

す。

切照するに、本国の二号貢船は、嘉慶七年夏、貢物を装載して前すみて閩省に赴く。奈いかせん洋に在りて遭風し、台湾外洋に飄到し、礁に衝りて壞船せり。該地方官、船を撥して官伴・水梢人等を撈救し、公所に安頓して閩省に転送す。業すに貴司、兩院に転詳し題するを請い、館駅に安挿し、優加して撫恤し、銀兩を給発して商船を雇募するを蒙る。其の員役等を將て本国に駕回せんとす。此れが為に、特に都通事阮世晋等を遣わし、梢伴共に四十六員名を帶領し、本船に坐駕して入閩して送還せしむ。但た海上の行船の往来は、専ら印信・執照を以て憑と為して通行せしむ。

今、差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の札字第一百七十七号の半印勘合執照一道を給発し、都通事阮世晋等に付し、収執して前去せしむ。凡所の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実けんじつに遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 阮世晋 人伴四名

在船使者一員 翁廷柱 人伴四名

管船夥長・直庫二名 毛修仁^① 得平安^②

水梢共に三十四名

右の執照は都通事阮世晋等に附し、此れを准けしむ

嘉慶八年（一八〇三）八月初七日

注（1）毛修仁 宇久村里之子親雲上（『世譜』）。嘉慶八年商船送還の管船夥長。

（2）得平安 嘉慶八年商船送還の管船直庫。